

様式3号

再 苦 情 申 立 書

令和3年5月14日

佐賀県知事 様

(申立者) 〒841-0062
住所 佐賀県鳥栖市幸津町1384番地
商号又は名称 有限会社 豊
代表者氏名 代表取締役 豊 増 麗 印



佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

申立てに係る措置の内容	指名停止
申立ての趣旨	別紙のとおり
申立ての理由、根拠等	別紙のとおり



第1 申立の趣旨

令和3年5月13日付「回答書」において示された指名停止措置の根拠について、当該根拠条文に該当すると判断された理由について明らかにしていただきたい。

第2 申立の理由

貴庁は、令和3年5月13日付「回答書」において、弊社の指名停止措置にあたり、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「要領」といいます。）別表第2第14号、及び、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準（以下、「基準」といいます。）第2条第2項第6号に該当するとして指名停止措置とした旨ご回答されています。

しかし、要領別表第2第14号は、「別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。」と定められており、代表権を有する役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されるか、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合に、はじめて工事等の契約の相手方として不適当と認められるか否かが判断されるものと理解されます。

この点、弊社元代表者である豊増直文は、公訴を提起された時点（令和2年11月16日）で既に代表権を有しておりませんでしたので、要件該当性の前提を欠きます。（当然ながら、罰金刑の宣告を受けた時点でも同様です。）

したがって、形式的に、要領別表第2第14号には該当しないものと考えます。

次に、基準第1条は、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する場合における指名停止の期間の決定等について必要な事項を定めるものとする。」と定められており、同基準が適用されるのは、要領の措置要件に該当する場合に限定されますので、弊社の措置が要領に該当しない以上、当然に、基準についても該当しないこととなります。

そのため、基準第2条第2項第6号に該当することも当然ありえません。

したがって、今回弊社に対しなされた指名停止措置については、佐賀県が定める要領に該当しない事実を基礎としてなされたことが明らかであるため、指名停止措置の解除を求めます。

以上



様式4号

回 答 書

令和3年6月15日

住 所 鳥栖市幸津町1384
商号又は名称 有限会社 豊
代表者氏名 代表取締役 豊増 麗 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき令和3年5月14日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

記

申立てに対する判断	貴社からの申立てについては次のとおりであり、指名停止措置の解除はできません。
申立てを認めないとする理由	<p>指名停止措置とは、有資格業者における不正又は不誠実な行為を行った時の責任を問う性質のものであり、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という）第1条にある「県工事等の受注者として相応しくない行為があった場合の県の措置について必要な事項を定める」という趣旨のとおりです。</p> <p>この趣旨に基づいて、措置要領別表第2第14号の適用にあっても、「指名停止措置の前提となる公訴提起等の原因となった行為が行われ、それが行為時点において役員等であった者によりなされたこと」を考慮して指名停止措置を講じるものです。</p> <p>したがって、元代表取締役は、罰金刑を宣告された時点では既に代表権を有していなかったものの、その原因となった行為が行われた時点において代表取締役であったことから、措置要領別表第2第14号及び「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」（以下、「措置基準」という）第2条第2項第6号に該当し、適正に指名停止措置を行っているものです。</p> <p>また、令和3年6月4日、佐賀県建設工事入札審査会において指名</p>

	<p>停止措置再苦情処理会議を開催し、県の定めた措置要領及び措置基準に基づいて、県が適正な運用を行っているかについて、客観的にご審議いただきました。</p> <p>審議の結果、「そもそも指名停止措置が、有資格業者における不正又は不誠実な行為を行った時の責任を問う性質のものであること、措置要領が、第1条にあるとおり『県工事等の受注者として相応しくない行為があった場合の県の措置について必要な事項を定める』という趣旨であることから、『指名停止措置の前提となる公訴提起等の原因となった行為が行われ、それが行為時点において役員等であった者によりなされたこと』を考慮して指名停止措置を行うことは、県の裁量の範囲を逸脱するものではない」との答申を受けました。</p> <p>以上より、今回の指名停止措置は、措置要領及び措置基準に基づき適正に適用しているものであり、解除はできません。</p>
--	--

様式3号

再苦情申立書

令和3年5月14日

佐賀県知事 様

(申立者)

住所 〒840-0062 佐賀県 鳥栖市幸津町1384番地
商号又は名称 有限会社 豊 一級建築士事務所
代表者氏名 代表取締役 豊 増



佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

申立てに係る措置の内容	指名停止
申立ての趣旨	別紙のとおり
申立ての理由、根拠等	別紙のとおり



第1 申立の趣旨

令和3年5月13日付「回答書」において示された指名停止措置の根拠について、当該根拠条文に該当すると判断された理由について明らかにしていただきたい。

第2 申立の理由

貴庁は、令和3年5月13日付「回答書」において、弊社の指名停止措置にあたり、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「要領」といいます。）別表第2第14号、及び、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準（以下、「基準」といいます。）第2条第2項第6号に該当するとして指名停止措置とした旨ご回答されています。

しかし、要領別表第2第14号は、「別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。」と定められており、代表権を有する役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されるか、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合に、はじめて工事等の契約の相手方として不適当と認められるか否かが判断されるものと理解されます。

この点、弊社元代表者である豊増直文は、公訴を提起された時点（令和2年11月16日）で既に代表権を有しておりませんでしたので、要件該当性の前提を欠きます。（当然ながら、罰金刑の宣告を受けた時点でも同様です。）

したがって、形式的に、要領別表第2第14号には該当しないものと考えます。

次に、基準第1条は、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する場合における指名停止の期間の決定等について必要な事項を定めるものとする。」と定められており、同基準が適用されるのは、要領の措置要件に該当する場合に限定されますので、弊社の措置が要領に該当しない以上、当然に、基準についても該当しないこととなります。

そのため、基準第2条第2項第6号に該当することも当然ありえません。

したがって、今回弊社に対しなされた指名停止措置については、佐賀県が定める要領に該当しない事実を基礎としてなされたことが明らかであるため、指名停止措置の解除を求めます。

以上

様式4号

回 答 書

令和3年6月15日

住 所 鳥栖市幸津町1384
商号又は名称 有限会社 豊一級建築士事務所
代表者氏名 代表取締役 豊増 麗 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第7条に基づき令和3年5月14日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

記

申立てに対する判断	貴社からの申立てについては次のとおりであり、指名停止措置の解除はできません。
申立てを認めないとする理由	<p>指名停止措置とは、有資格業者における不正又は不誠実な行為を行った時の責任を問う性質のものであり、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という）第1条にある「県工事等の受注者として相応しくない行為があった場合の県の措置について必要な事項を定める」という趣旨のとおりです。</p> <p>この趣旨に基づいて、措置要領別表第2第14号の適用にあっても、「指名停止措置の前提となる公訴提起等の原因となった行為が行われ、それが行為時点において役員等であった者によりなされたこと」を考慮して指名停止措置を講じるものです。</p> <p>したがって、元代表取締役は、罰金刑を宣告された時点では既に代表権を有していなかったものの、その原因となった行為が行われた時点において代表取締役であったことから、措置要領別表第2第14号及び「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」（以下、「措置基準」という）第2条第2項第6号に該当し、適正に指名停止措置を行っているものです。</p> <p>また、令和3年6月4日、佐賀県建設工事入札審査会において指名</p>

	<p>停止措置再苦情処理会議を開催し、県の定めた措置要領及び措置基準に基づいて、県が適正な運用を行っているかについて、客観的にご審議いただきました。</p> <p>審議の結果、「そもそも指名停止措置が、有資格業者における不正又は不誠実な行為を行った時の責任を問う性質のものであること、措置要領が、第1条にあるとおり『県工事等の受注者として相応しくない行為があった場合の県の措置について必要な事項を定める』という趣旨であることから、『指名停止措置の前提となる公訴提起等の原因となった行為が行われ、それが行為時点において役員等であった者によりなされたこと』を考慮して指名停止措置を行うことは、県の裁量の範囲を逸脱するものではない」との答申を受けました。</p> <p>以上より、今回の指名停止措置は、措置要領及び措置基準に基づき適正に適用しているものであり、解除はできません。</p>
--	--